

民法等の一部を改正する法律案質疑

衆議院議員 米山 隆一

先程葉梨法務大臣より趣旨説明がありました、民法等の一部を修正する法律案について、立憲民主党・無所属会派を代表して、質問いたします。

まず、葉梨法務大臣に置かれましては、先般の法務委員会に置いて、ご自身の後援会幹部が、「葉梨後援会ゴルフ大会 主催：葉梨康弘後援会」なるビラを作って後援会会員に参加者を募って開かれたゴルフ大会において、会費2000円からは到底考えられない高額商品が提供されていたことが、公職選挙法199条の5に、この会の収支が後援会の政治資金収支報告書に記載されていない事が政治資金規正法25条に反するのではないかと私の質問に対して、「後援会員がアドホックに集まって執り行った会であるから問題ない。自民党の顧問弁護士も確認している。」とお答えになりました。これは法務大臣として非常に大きなご発言であり、本当にそうであるなら、葉梨法務大臣が所信演説でおっしゃられた法治主義に鑑み、この議場にいる全議員、日本中の前地方議員が同様の手法を用いる事によって、公職選挙法第199条の5、政治資金規正法25条の規律を免れる事になります。私はこれは、法務大臣自らが公職選挙法199条の5、および政治資金規正法25条を脱法する手段を示したものであり、極めて問題が多く、葉梨法務大臣の法務大臣の資質に極めて強い疑問を呈さざるをえず、今後一層の事案の究明が必要である事を、申し上げさせていただきます。

さて、今般の改正は、近代戸籍制度が導入された1872年(明治4年)以降、戦後の改正でもそのまま維持されてきた民法733条の女性のみに課せられた再婚禁止規定を削除すると共に、民法772条を始めとする嫡出推定規定について改め、民法822条の懲戒権を削除するものであり、改正に長い期間を要した事情はさておくとして、まずは大筋において、民法典における家族法の根幹部分を、時代に合わせたものと評価致します。

婚姻、出産、育児は、それをする、しないの何れであっても、個人の人生において非常に大きな事柄であると共に、その個人の人生を集めた社会の在り方をも規律する極めて重要な問題であり、現代においては、個人の生活の在り方、社会生活の在り様のみならず、科学の進歩もまた、この問題に大きな影響を与えています。

特にDNA鑑定技術の進歩の影響は大きく、今迄は、「父」の確定は、勿論様々な状況からほぼ確定する場合は殆どだったとはいえ、最終的には「神のみぞ知る」ものでした。その時法律は、実社会において「父を確定する」最終的なよりどころであり、どの様なものであれ「父を確定する」ことそのものに意義があったと言えます。

ところが DNA 鑑定によって、個人の生活も、社会状況も、法律も全て捨象して、純粹に科学的に、ほぼ 100%の確率で、「父」を確定できるようになりました。それは最早法律は、「父を確定する」というただそれだけの役割ではその意義を保てず、婚姻、出産というものをこの社会がどう捉えているかを示す合理的規範として、その意義を持たなければならなくなっただと思います。

さてその観点から、ご質問いたします。今般廃止される民法第 733 条の、女性のみ 100 日間の再婚禁止を課す規定は、2015 年 12 月 16 日の最高裁判所の判決によって、従前の 6 か月間の再婚禁止期間を定めた民法 733 条の規定が、憲法 14 条の法の下に平等に反して違憲とされたことを受けて、2016 年 5 月 30 日に改正されて 100 日間になっていたものです。2016 年の改正における議論でも、「100 日間の再婚禁止を維持する必要はなく、直ちに撤廃すべきだ」という意見は多数あったと理解しておりますが、当時の答弁を見ると政府は、「違憲の法律を直ちに改正すべきだから」というだけの理由で 100 日間の再婚禁止期間を残しました。政府の公式見解に従うなら、「まずは急いで違憲部分を是正し、その後時間をかけて改正の議論をした」という事になるのですが、昨今報道されている所によると、大串正樹デジタル兼内閣府副大臣、山田賢司外務副大臣を含む与党自由民主党の複数の議員が、伝統的な家庭教育の推進、LGBTQ や同性婚に関する制度化に慎重であるべきだといった政策の推進を求める内容の推薦確認書を旧統一教会及びその関係団体と交わしていたとの事であり、俄かに信じる事はできません。

そこで葉梨法務大臣に伺います。先般自民党が行った「点検」の結果を総理と共有し、女性のみ、従前 6 か月、2016 年の改正以降は 100 日間の再婚禁止期間を定めるこの差別的な法例が、今般の改正まで修正されずに残っていたことについて、旧統一教会及びその関連団体との影響がなかったのか、調査する意思があるのかないのか、お答えください。

さて、この再婚禁止規定の削除によって、離婚後、前夫の嫡出推定期間である 300 日以内に、女性が再婚し出産した場合でも、再婚した夫の子と推定されると定める民法第 772 条第 3 項が加えられました。この規定が設けられたのは、従前、前夫の嫡出推定期間である 300 日以内に妊娠・出産した女性が、子供が前夫の子供と推定されて戸籍に登録されることを回避するために出生届を出さない事によって、「無戸籍児」となって様々な公共サービスを受けられなくなってしまう事が社会問題化した事が、大きな理由の一つであると理解しております。

確かにこの民法第 772 条第 3 項の規定によって、離婚後 300 日以内に再婚して出産した場合には再婚後の現在の夫に嫡出推定が働きますので、一定程度無戸籍児の解消には資するものと思います。一方で、離婚後 300 日以内に再婚せず出産した女性にとっては、問題は何も変わっておらず、一定数の「無戸籍児」は残るものと思います。

そこで葉梨法務大臣に伺います。法務省の把握している所で、現在日本には年間何人程度

の無戸籍児童が生じているのか、そしてこの改正によって、そのうちの程度数が減少すると見込まれているのか、その根拠と共に教えてください。併せて、なぜこの、離婚後 300 日を前夫の嫡出推定期間とする規定を残しているのか、その根拠を伺います。

さて、先ほど申しました通り、今般の改正後も、様々な理由によって、無戸籍者は一定数発生し続けます。現在の日本の制度において、戸籍がないということは、様々な行政サービスの対象から零れ落ちるという事であり、本来当然有している筈の日本国民としての権利を行使できないという事です。国民主権国家たる日本が、その様な状態の人を放置していいはずがありません。

法務省においては、発生してしまった無戸籍状態を解消するために、「無戸籍の方の戸籍を作る為の手引書」の様なパンフレットを作って周知に努めているものと承知しておりますが、一方で、無戸籍者には家庭環境・経済環境に困難を抱えた人も少なくなく、手引書に書かれた手続きを行うこと自体が困難であるという事情もあり、行政において積極的に無戸籍者に対して、無戸籍状態を解消する手続きを支援する必要があるものと思います。

そこで葉梨法務大臣に伺います。法務省において、無戸籍者の無戸籍状態を解消するために、前述のパンフレットの作成・周知の他、どの様な施策を講じており、また今後どのような施策を講じる予定があるのか、お答えください。

さて、その様にして無戸籍を解消するとしても、手続きには時間がかかり、一定期間無戸籍状態が続く事は、避けられません。ここで、実の所、住民票への記載や義務教育を受けることなどは無戸籍であっても一定の手続きを経て可能であるにもかかわらず、「戸籍がなければ公共サービスを受けられない」と、無戸籍者のみならず、自治体、行政の職員が誤解している事にも一因であると承知しております。一方で、無戸籍者には前述の通り家庭環境・経済環境に困難を抱えた人も少なくなく、この行政サービスを受ける為の「一定の手続き」を行うことも又困難であり、行政において積極的に無戸籍者に対して、戸籍を獲得するまでの期間、行政サービスを受ける支援をする必要があるものと思います。そこで葉梨法務大臣に伺います。法務省において、無戸籍者が戸籍を取得するまでの間、行政サービスを受けるようにできるようにするために、どの様な施策を講じており、また今後どのような施策を講じる予定があるのか、お答えください。

さて、無戸籍問題を考えてまいりますと、その手続き的困難の根幹は、日本国民として新しく出生した者を、原則として、父及び母を確定した上で、実の所実体のない、どちらかの「戸」に編纂するとしている所に、あるものと言わざるを得ません。この「戸」という概念に何か非常に特殊な価値を見出す意見も根深くあることは承知しておりますのでその議論には深入りしませんが、私はこの実態のない「戸」という概念にとらわれた日本の戸籍制度

もまた、現代の個人の在り方、社会の在り方、そして科学の進歩を受けて変化すべきものであると思います。そしてそのもっとも端的な例が、我が立憲民主党他多数の政党が推進している、選択的夫婦別姓制度であり、私は是非これを実現すべきものと思います。

そこで葉梨法務大臣に、選択的夫婦別姓制度に対するご所見と、今後の取組について伺います。

最後に、今般の改正案においては、民法第 822 条に定める懲戒の規定が削除され、親権を行うものは、その監護及び教育を行うに当たっては、子の人格を尊重し、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない旨が、定められました。

この改正は、極めて当然であるものと思います。

ここで、「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」には様々なものがありますが、昨今旧統一教会問題で注目を集めている「宗教二世」の問題は、その極めて顕著な一例であると思われます。旧統一教会問題の被害者救済については、現在与野党の協議が行われている事と承知しておりますが、「宗教二世」の救済については、まだ議論の端緒にも至っていないものと理解しております。

まずは、今般の民法第 821 条、822 条の改正を契機に、児童虐待の防止等に関する法律、通称児童虐待防止法第 2 条の「児童虐待」の定義に、宗教的虐待を加え、宗教的虐待を児童福祉行政の対象と明示し、併せて救済の為の関係法令を検討すべきと考えますが、加藤厚労大臣のご所見を伺います。

最後に、我が立憲民主党は、男女を不平等に扱う固定概念や、不合理なこだわりを離れ、現代の科学を踏まえ、今を生きる一人一人の生活と社会の在り方に適合し、何よりも、個人が個人として尊重され、幸福を追求できる家族法制の立法と、政治、行政の実現に向けて全力で取り組んで参りますこととお誓いして、私の質問とさせていただきます。